

**「足立区人権推進指針」の改定に伴うパブリックコメントの実施結果および
意見に対する区の考え方について**

1 実施期間

令和4年3月25日（金）から令和4年4月25日（月）

2 意見提出数

2名の方から6件

3 意見の構成

内容	件数
第1章 指針の改定にあたって	2
第2章 基本的な考え方	1
第3章 人権施策推進の取り組み	3
合計	6

4 意見に対する区の考え方

別紙のとおり

パブリックコメントによりいただいた意見に対する区の考え方（「足立区人権推進指針」の改定）

No	意見の概要	区の考え方
第1章 指針の改定にあたって		
1	「誰一人取り残さず、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営み、誰もが幸福を実感できる社会」を実現するためとあるが、憲法との関連では、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（第25条）」とともに、「すべて国民は、法の下に平等で、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない（第14条）」をより積極的に位置づけるべきである。	1頁の「指針改定の趣旨」において、憲法第14条の条文を追記するとともに、文末に「誰もが差別されない中で」と追記し、人権の尊重や平等で差別をなくすための指針としての位置づけを明確にします。
2	世界人権宣言は、憲法第14条に合致し、人権推進の基本として進められるべきものであり、差別をなくす、人権の確立、社会の安全と平和をもたらすことにつながるものである。「人権推進指針」は、差別をなくしていくための施策を行っていく重要な指針となるよう、策定してほしい。	
第2章 基本的な考え方		
3	悪質な差別に対して、防止する方法や規制する方法を検討し、「防止」や「規制」を打ち出すべきである。	本指針は、人権に対する理解の促進や人権意識の高揚を図るための方針を示すものであり、現時点では、差別に対する規制を定めることは考えておりません。本指針を基に各人権施策での取り組みや啓発を通して、差別の防止につなげてまいります。なお、悪質な差別事案が発生した場合は、東京法務局や東京都へ報告し、迅速かつ適切な対応を要請してまいります。

第3章 人権施策推進の取り組み

4	「(7) 部落差別(同和問題)」の現状と課題に「自分の意志で生まれたところを選べません」とあるが、部落に生まれたことに差別の原因があるかのようにあり、憐れみや同情を乞うているようで適切ではない。生まれたところに誇りを持てる内容に訂正いただきたい。	30頁の部落差別の現状と課題において「自分の意志で生まれたところを選べません」という記載を、憲法第14条の条文である「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」に変更することで、すべての人に「平等の原則が保障されていること」を強調します。
5	被差別部落に生まれたことや生まれた地域を否定されたり、よくない所という意識を創生し、差別を助長してしまうため「人は、自分の生まれるところを選ぶことはできません。それにも関わらず、」という部分を削除してほしい。当事者が肯定して生きていける内容にしていきたい。	
6	様々な人権問題の解決に向け、正しい知識の啓発のため、学校教育での取り組みを推進していくことを各課題別に明示していただきたい。	人権教育の推進については、8頁のイ「学校の役割」に人権学習の推進について、14頁の(1)「人権啓発・教育の推進」に、学校現場や区民、職員への人権講座・教室の実施と記載しており、各課題に応じた人権教育の推進を進めてまいります。